

下郷小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月10日策定

平成31年 4月2日改定

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して当該児童等が在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(1) いじめの定義

「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響の他、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

- ①いじめはどの集団にも、どの学校でも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- ②いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- ③子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、行政機関、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動をする必要がある。
- ④子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

(2) いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもはかけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが、健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指してのびのびと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

2 いじめ防止対策委員会の設置

(1) 委員会の構成員

「定期委員会」 全職員

「臨時委員会」 校長、副校長、教務主任、児童支援専任、養護教諭、学年主任、該当学年
(必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。)

(2) 委員会の運営

- ・ 毎月1回、職員会議内で「学校いじめ対策防止委員会」を定期的開催する。
- ・ 「いじめの疑い」を察知した段階で、直ちに委員会を開催し、適切な対応を行う。
- ・ 委員会では学校としての組織的な対応方針を決定する。
- ・ 校長は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

(3) 活動内容

①未然防止

- ・ いじめの未然防止のために、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり。
- ・ 学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童、及び保護者に周知。

②早期発見・事後対処

- ・ いじめの相談・通報の窓口の設置。
- ・ いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動にかかる情報の収集と記録、共有。
- ・ いじめ(疑いを含む)を察知した場合には情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断。
- ・ いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施。

③取り組みの検証

- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正。
- ・ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施。
- ・ 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し。(PDCAサイクルの実行を含む。)

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

(1) いじめの未然防止

＜一人一人が安心して学校生活を送ることができるようにする。＞

- ・全職員がどの子どもに対しても同じ指導、支援を行う。下郷小学校「学校生活のすごし方」にのっとった指導、支援について随時、子どもの実態を踏まえ確認、共有する。
- ・教師はどの子どもにも分かりやすい授業を心がけ、工夫して実践する。授業研究会、自主的な他学級の参観、また、幼稚園保育園、及び中学校の授業参観を通して、研鑽を積むようにする。
- ・学級としての集団づくり、及び他学年との「縦割り班活動」の機会を大切にする。そのために、特別活動や道徳教育、人権教育を充実させ、また、学級集会や委員会など、子どもの自主的な活動に教師が積極的にかかわり、適切な指導、支援にあたる。
- ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」に関する研修を行い、活用例を紹介し合ったり実施後の分析をしたりする。

(2) いじめの早期発見

＜いじめを見逃さない、教職員と子どもの見ると心を養う。＞

- ・毎月行う「校内児童指導委員会」、及び、日常における子どもに関する情報交換において、気にかかる子ども、配慮を要する子どもを全職員で共通理解する。
- ・定期的なアンケート（YPアセスメントやレインボーアンケート）を行う。結果に応じて子どもの実態に合わせ、担任、児童支援専任が指導、支援にあたる。「校内児童指導委員会」において共有化を図る。
- ・スクールカウンセラーに学級を参観してもらい、アドバイスを受け、それを参考に実践する。
- ・地域療育センターのコンサルテーションを行い、子どもの様子から具体的な手立てのアドバイスを受け、実践する。
- ・「教育相談」の案内を保護者に広く知らせ、随時実施する。必要に応じて地域療育センター、子ども家庭支援課等の諸機関を紹介する。
- ・インターネットを通じたいじめへの実態や対応方法について、教職員、及び、保護者を対象とした研修会を実施する。

(3) いじめに対する措置

＜被害児童を第一に考え、迅速かつ的確な措置を行う。＞

- ・いじめの認識後、素早く管理職、教務主任、養護教諭、関係する児童の担任、児童支援専任等のチームを組織する。
- ・事実確認の方法、被害児童、加害児童、及び保護者への対応等をチームで決定し、対応する。
- ・いじめの事実や対応の見通しについて全職員（いじめ防止対策委員会）で共通理解を図る。
- ・いじめの事実について、児童、保護者への報告を行う。
- ・いじめが犯罪行為にあたると認められたり、重大事態に発展したりすることを想定し、管理職の判断で警察署等関係機関、専門機関との連携を図る。

(4) いじめの解消

少なくとも次の二つの要件が満たされている必要があること。

①いじめの行為が少なくとも3ヶ月（目安）止んでいること。

②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと。

※いじめ解消に至るまでいじめを受けた児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。また、

支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行すると共に支援を継続する。

(5) 教職員等への研修

- ・『「いじめ」根絶横浜メソッド』を使用し、いじめの定義、原因や背景、対応と未然防止について、具体的な事例を通して研修を行う。
- ・いじめ防止対策委員会を中心に、いじめを見逃さない旧職員の資質の向上を目指し、計画的に研修を実施する。
- ・特別支援教育（ユニバーサルデザイン、自閉症等）に関する研修を実施し、理解を深める。

(6) 学校運営協議会（まちとともに歩む懇話会）等の活用

- ・アンケート調査の結果やいじめ問題、学校が抱える問題を共有し、連携協働して取り組む。

(7) 取組の年間計画

月	取組内容	
4月	年間計画と重点指導内容等の確認、引継ぎ 特別支援教育全体会 いじめの定義・児童理解 「学校生活の過ごし方」指導	学校説明会、懇談会等で基本方針説明
5月	「いいところみつけ」	家庭訪問、学家地協総会
6月	YPアセスメント実施①	
7月	横浜子ども会議①（南戸塚中学校区3校にて実施） 児童理解研修（いじめに関わる研修）	個人面談
8月	人権研修・特別支援教育研修 横浜子ども会議②（戸塚区子ども会議にて取り組み発表）	
9月		
10月	後期に向けての取組方針確認	
11月	人権週間「言われて嬉しい言葉を増やそう！」 いじめ解決一斉キャンペーン実施	
12月	いじめ防止取組月刊の取組 YPアセスメント実施②	個人面談
1月	レインボーアンケート（児童による学校評価）実施	児童指導委員会による面談
2月	幼保、中との児童情報引継ぎ	
3月	年間のふり返り 特別支援教育全体会	
年間	いじめ防止対策委員会（月1回・随時）	

4 重大事態への対処

(1) 【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより」当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより」当該学校に在籍する児童等が相当の期か学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2項）とされている。

(2) 【発生の報告】

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は直ちに教育委員会に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。（PDCAサイクル）

必要があう場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。